

徳川林政史研究所所蔵絵図目録 二

解題

本目録は、「徳川林政史研究所所蔵絵図目録」として、当研究所が所蔵する絵図のうち美濃国に関する一七八点を収録した。郡別の点数は、厚見郡三〇、安八郡二五、池田郡一一、恵那郡七、大野郡六、各務郡三、方県郡二、可児郡一〇、加茂郡八、郡上郡四、多芸郡一、土岐郡六、中島郡六、羽栗郡三四、不破郡七、武儀郡一五、本巣郡五、山県郡六、その他二一である。なお、参考のために美濃国の郡の位置関係を第一図として示した。

ところで、本目録に収録された絵図の半数以上を占めると思われるのが、旧名古屋税務監督局から昭和六年に当研究所に引渡し・移管された絵図であり、残りは蒐集・購入によったものである。旧名古屋税務監督局から引渡し・移管された史料（この史料の性格や受入れ事情については、所三男『旧名古屋税務監督局所蔵史料』解題）（昭和五十六年度当研究所研究紀要）を参考照されたいについては、『昭和六年七月、徳川家へ引渡ニ係ル古文書目録』によつて全貌が把握できる。そして、その中で絵図については、愛知県分として八八八点、三重県分六七点、岐阜県分一一三点が引き渡されたことが記されている。そこでの岐阜県分に関する記載を第一表として示した。また、当研究所所蔵の『史料目録・九』には、「名古屋税務監督局記録、昭和六・七・二一到着分、昭和六・八・二五到着分」として、愛知県・三重県・長野県の史料・地図とともに岐阜県絵図の受入れの記載があるので、この内容を第二表に示した（不明を除き点数は一一七点）。そしてさらに、昭和一〇年一月作成の『名古屋税務監督局古文書目録』（当研究所所蔵）に所載の内容を第三表にまとめた（合計一一八点）。

現在残っている絵図群と第一・二・三表とを比較検討することによって、いくつかの絵図についてはそれが旧名古屋税

て色区別がなされている)。

以上のような点を総合すると、延宝五年の絵図は、農村や農民の実態を把握して地方支配に役立てようとする藩の意図や指導のもとに作成されたものではまちがいない。

ところで、同年の絵図は、たとえば安八郡横井村（二七・四六）や不破郡矢道村（一一九一・一二）のように村絵図と屋敷絵図とがセットになっているものがあり、他の村についても同様にセットで作られた可能性がある。屋敷絵図では、一軒ごとに保有者（居住者）の名前が記されるほか、屋敷数の書上げや高辻、村の東西・南北の距離等の記載がみられる。矢道村の場合、家数は「屋敷数合式拾九ヶ所、内拾壱ヶ所あき屋敷」、枝郷は、「屋敷合拾三ヶ所、内式ヶ所あき屋敷」と記されている。そして、村絵図や屋敷絵図には、たとえば安八郡小野村（三六）や同郡下ノ宮村（五〇）の場合、「壱町三寸積リ」・「壱町二付三寸積リ」、同郡加賀野村（三五）の場合は「南北壱町ハ式寸ノ積リ、東西壱町ハ三寸ノ積リ」など、絵図に縮尺の割合が記入されている。また、隣村までの距離も示される。

このように、きわめて注意深く作成された延宝五年の絵図は、近世初期の農村の姿をみると重要な手掛りを与えてくれるものであり、興味も尽きない。

第二は、元禄二年八月二一日作成の美濃国尾張領の村絵図である。この村絵図は、大野郡と羽栗郡に計八点ある。絵図には蟹江角（覚）右衛門と奥田彦九郎の両名の名前がみえている。「元禄八亥頭分限帳」（当研究所所蔵、旧蓬左文庫所蔵史料・一三九一一二）によると、蟹江は元禄八年の時点では濃州郡奉行であった（その後同一一年一一月二二日尾州郡奉行に転出）。また奥田は大代官であり（貞享二年五月九日—宝永元年九月一四日）、ともに領内地方支配を担当していた。この元禄一年の村絵図の特徴は、村界や田畠、居屋敷、用水等が詳しく描かれる一般の村絵図とは異なり、大河川や道路、周辺村との位置関係、とりわけ本村と枝郷・新田村との関係が重視されて示されていることである。俵形の村形内には石以下斗・

升・合の単位までの村高が記され、枝郷との距離や方向も明記される。そして、絵図からうける第一印象は国絵図の部分図といったものである。いわゆる元禄国絵図のうち美濃国絵図については、元禄一〇年二月に幕命をうけ、同一四年一二月二二日に幕府に提出されているが（『岐阜県史』史料編・近世一）、元禄二年八月二一日の作成年月日をもつ前記の村絵図は、元禄国絵図作成の準備の過程で、とくに枝村や新田村の存在確認のために作成されたものではなかつたかと推定されるのである。

第三は、検地絵図である。本目録には、①不破郡中曾根村（一一五）、②大野郡宝江村（九二一一・一二）、③安八郡結入村（四二）の三カ村分が収録されており、作成年月はそれぞれ宝暦一〇年四月、同一一年四月、同一二年八月となっている。検地奉行二名と目付一名が署名捺印しているが、森覚右衛門が検地奉行としていすれにも加わっている。なお、②の絵図は、『岐阜県史』史料編・近世九の付録に収められている。これらの検地絵図には、耕地・屋敷地に番号が付されており、検地の結果を図面に精巧に表わしたものといえる。前記三カ村はいずれも大垣藩領であるが、宝暦年中同藩は領内地検地を実施しておらず、従つて、それぞれ一村限りの地押検地であったとみることができる。なお、検地の実施理由については詳らかでない。

そのほかでは、代官岡田将監（善政）が設立したという徳野陣屋絵図（九三）（年号不明）や、岐阜城下の絵図（一七・一九・二一〇）、加納城下・加納町絵図（一〇一・一六）、濃州七宗山絵図（武儀郡）（五五一・一二）、各務野新開場絵図（五四）などが注目される。このうち、加納城下・加納町絵図では、貞享期や宝暦期の町割・屋敷割の状態や総町数・総家数が判明する。また、自身番や立番・夜番の数や配置状況もつかむことができる。さらに、各務野新開場絵図は、各務野の開発場御見分味方に關係して、同地域における入会小物成場・御林・秣場・永不作地・草野等を一〇〇間三寸の縮尺で絵図に仕立てたものであつて、これには新開願人二名、關係する諸支配所の村役人五九名が連署している。

以上、本目録収録のいくつかの絵図についてその特徴を概観した。絵図については、そこに示された具体的な内容の分析はもちろんあるが、絵図の作成意図や絵図が果した役割・影響なども考察されなければならない。そして、そのためには絵図と幕政・藩政・村政、さらには共同体等々とのかかわりの検討も重要な作業となってくる。ともあれ、絵図はその時代のその時々のさまざまな姿を私達の目の前に生き生きとあらわしてくれているのである。絵図研究の進展に本目録の収録絵図が役立てば幸甚である。

(飯島千秋)

凡例

- 一本目録は、『徳川林政史研究所所蔵絵図目録』として、当研究所が所蔵する絵図史料のうち美濃国の分を収録した。一配列は利用上の便宜を考慮して、まず郡に分け、数郡にわたるものは最後尾に配列した。郡および郡内の配列は五十音順とした。同じ村の絵図が複数ある場合年代順に並べた。また複数村にわたるものについては郡内の後尾に配列した。
- 一表題は原題に従つたが、無表題のものについては表題を（）で補つた。
- 一作成者・差出・宛所は「↓」で示した。
- 一作成年代の記載を欠く史料のうち、推定可能なものについてはそれを（）で示した。また、推定不能なものは空欄とした。
- 一史料の寸法は、センチメートルで表示した。
- 一旧漢字・異体字は、すべて常用漢字になおした。
- 一本目録は飯島千秋が作成した。

目 次

美濃國	一
厚見郡	一
安八郡	一
池田郡	一
恵那郡	一
方務郡	一
各務郡	一
方郡	一
池大郡	一
中郡	一
加郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
郡	一
数郡にわたるもの	一

徳川林政史研究所所蔵絵図目録 二

表題〔差出・作成者→宛所〕

年月日

寸法

点数

史料番号

美濃國

厚見郡

厚見郡明屋敷村絵図〔庄屋戸田善三郎・同白木嘉兵衛〕
厚見郡池之上村絵図〔庄屋北川保五郎、組頭北川清右衛門、百姓代
北川忠右衛門〕

(厚見郡)今嶺村絵図〔庄屋仁左衛門、組頭善七〕

厚見郡芋島村絵図〔庄屋木方才兵衛、組頭青山藤十郎・同木方弥三
治、百姓代木方孫左衛門〕

(厚見郡)江崎村絵図

宝曆	五年	三月
明治	五年	三月

45	40	90
64	×	×

57	57	130
一	一	一
一	一	一
一	一	一
一	一	一

一	一
六	六

(厚見郡加納城下絵図)
(厚見郡加納城郭図)

(厚見郡加納城下魚屋町絵図)
(厚見郡加納城下魚屋町絵図)

(厚見郡加納城周辺絵図)
(厚見郡加納城周辺絵図)

(厚見郡加納城周辺絵図)
(厚見郡加納城周辺絵図)

(厚見郡加納町加納町絵図)
(厚見郡加納町加納町絵図)

(厚見郡加納町絵図) [孫右衛門控]
(厚見郡加納町絵図)

(厚見郡加納町絵図)
(厚見郡加納町絵図)

(厚見郡加納町絵図)
(厚見郡加納町絵図)

(厚見郡加納町絵図)
(厚見郡加納町絵図)

(厚見郡加納町絵図)
(厚見郡加納町絵図)

(厚見郡加納町絵図)
(厚見郡加納町絵図)

(厚見郡加納町自身番・立番・夜番配置図下図)
(厚見郡) 岐阜御山并今泉沖・惣町・早田沖絵図

(厚見郡) 岐阜惣絵図 [加藤与次兵衛]

(厚見郡岐阜城下町絵図)
(厚見郡岐阜町周辺山々実測図)

第一号 字駿河山之絵図

(厚見郡岐阜城下町絵図)

(厚見郡岐阜町周辺山々実測図)

貞享三年正月	宝暦六年六月	貞享二年正月	宝暦九年五月	元文元年中秋	亥年二月
55	56	230	136	31	60
× 80	× 79	× 240	×	×	44

二	二	二	二	一	一
一	三	一	一	二	二
三	一	元	七	三	一

- | | |
|------|-------------|
| 第二号 | 字伊奈波山西洞之絵図 |
| 第四号 | 字伊奈波山北洞之絵図 |
| 第五号 | 字稻荷山之絵図 |
| 第六号 | 字藤右衛門北洞之絵図 |
| 第七号 | 字藤右衛門南洞之絵図 |
| 第八号 | 字藤右衛門東洞之絵図 |
| 第九号 | 字南唐戸洞之絵図 |
| 第一〇号 | 字立洞之絵図 |
| 第一四号 | 字米廩谷之絵図 |
| 第一六号 | 字水風呂谷之絵図 |
| 第一七号 | 字鼻高洞之絵図 |
| 第一八号 | 字釜石洞之絵図 |
| 第一九号 | 字赤池洞之絵図 |
| 第二〇号 | 字大落洞之絵図 |
| 第二二号 | 字榎ヶ洞之絵図 |
| 第二三号 | 字明神洞之絵図 |
| 第二四号 | (字) 北唐戸洞之絵図 |

- | | |
|-----|----------|
| 第一号 | 字北釜ヶ洞之絵図 |
| 第二号 | 字南唐戸洞之絵図 |
| 第三号 | 字明神洞之絵図 |

- | | |
|-----|----------------|
| 第四号 | (字) 北唐戸洞之絵図 |
| 第五号 | 德川林政史研究所所蔵絵図目録 |

(安八郡田村絵図) 「百姓代藤十郎、五人組頭丈七、名主七郎→代官役所」

(安八郡築捨村絵図) 「西築捨村百姓代名和治郎九、組頭富田君右衛門、名主名和八郎一、築捨村百姓代増田惣三郎、組頭河合忠平、名主大橋弥十郎」

(安八郡木新田村絵図) 「組頭川合繁二郎、名主川合吉左衛門」

(安八郡古宮村絵図) 「南組名主川瀬円作、北組百姓代川瀬長次、同組組頭川瀬源四郎、同組名主川瀬百次郎→元大垣県役所」

美濃国安八郡結入方検地田畠絵図 「検地奉行森寛右衛門・同断中山武兵衛、日付伊野伝兵衛」

(安八郡安次村絵図) 「百姓代五右衛門・同断造右衛門、五人組頭庄三郎、名主市太郎→代官役所」

(安八郡横井村絵図) 「安政三年八月」

(安八郡横井村屋敷絵図) 「明治五年三月」

(安八郡東落合村・西落合村絵図) 「明治五年三月」

(安八郡福束輪中全図) 「内郷水行変遷以前之製図」

御手伝御普請有之候時輪中拾八ヶ村絵図 (福束村・福束新田・藻池新田・海松新田・中郷村・中郷新田・里村・南波村・木戸村・榎俣村・五反郷村・五反郷新田・上大槻村・上大槻新田・下大槻村・下大槻新田・大藪村)

(延宝三年八月)

(延宝四年八月)

(延宝五年八月)

(延宝六年八月)

(延宝七年八月)

(延宝八年八月)

(延宝九年八月)

(延宝十年八月)

(延宝十一年八月)

(延宝十二年八月)

(延宝十三年八月)

(延宝十四年八月)

(延宝十五年八月)

(延宝十六年八月)

(延宝十七年八月)

(延宝十八年八月)

(延宝十九年八月)

(延宝二十年八月)

(延宝二十一年八月)

(延宝二十二年八月)

(延宝二十三年八月)

各務郡

濃州各務郡岩田村凡三十一ヶ名所（総図）

（各務郡小網村絵図）

（各務野新開場絵図）（各務郡前野村・北洞村・新加納村・長塚村・西市場村・山後村・岸地村・桐野村）

方県郡

長良古川通新開畠絵図面（方県郡正木村）〔正木村兼帶庄屋古屋敷新

田勝三郎、頭百姓孫助・同断弥兵衛〕

方県郡正木村絵図〔庄屋代山田新七・同断山田清四郎、組頭山田彦

右衛門〕

嘉永三年八月

明治五年三月

41×55

一
云

可児郡

美濃國可児郡井尻村絵図面
美濃國可児郡伊岐津志村絵図面
美濃國可児郡大久後村絵図面（同村村鑑帳共）
可児郡大森村論山絵図

（可児郡大森村論所耕地絵図）〔原告人小倉政右衛門・落合常右衛門・

明治三年閏10月
明治四年正月
(明治)

渡辺国三郎・奥村喜兵衛〕

美濃國可児郡谷村絵図面
美濃可児郡美座野村絵図面
(可児郡可児川筋水論場絵図)

（陣屋絵図）（可児郡徳野村・沢渡村）

加茂郡

（加茂郡稻口村絵図）〔百姓代吉重郎・年寄丈右衛門・庄屋受助〕

（加茂郡酒倉村絵図）〔庄屋宅藏・同断幸七・年寄庄四郎・百姓代勝助〕

（加茂郡滝田村絵図）〔百姓代桑藏・同断桂藏・年寄円右衛門・同断

徳川林政史研究所所蔵絵図目録 二

慶応四年八月

40×55

32×44 41×54

一
一 盒

125×189 78×161 77×157 47×62 44×63

62×87 81×95 44×64 54×77 63×85

一
一 盒
一 盒
一 盒
一 盒
一 盒
一
一
一 盒
一 盒
一
一 盒
一
一 盒
一 盒
一 盒
一 盒
一 盒
一 盒
一 盒

一 盒

190×327 27×40 29×41

—
—
—
— 盒
— 盒
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—

多芸郡

濃州多芸郡下笠村絵図面（田中泰造控）

土岐郡

- 土岐郡大湫村絵図面
 土岐郡志月村絵図面
 （土岐郡田高戸村絵図）
 土岐郡田高戸村控絵図面
 （土岐郡深沢村絵図）
 （土岐郡本郷村・白倉村並ニ枝郷絵図）

中島郡

- 中島郡狐穴村絵図〔庄屋道家光治郎、庄屋並柴田勘右衛門、組頭道家茂右衛門・同山田藤右衛門、百姓代道家莊右衛門〕
 中島郡駒塚村絵図〔庄屋渡辺茂助、組頭磯右衛門・同断惣右衛門〕

中島郡東加賀野井村絵図

- （中島郡長間村絵図）〔庄屋新右衛門〕
 中島郡西加賀野井村〔耕地絵図〕
 中島郡船橋村絵図〔庄屋入野勘兵衛、組頭市橋又市〕

羽栗郡

羽栗郡浅平村絵図〔庄屋横山与左衛門〕

- 羽栗郡足近新田絵図〔庄屋太田孫作・同速水平六〕
 尾張中納言殿領分美濃国羽栗郡円城寺村之絵図〔蟹江角右衛門、奥田彦九郎〕

羽栗郡円城寺村絵図〔庄屋服部源六〕

- 羽栗郡加納新田絵図〔庄屋尾張國中島郡起村林浅右衛門〕
 羽栗郡坂井村絵図〔庄屋岩越善右衛門、組頭岩越庄兵衛〕

- 尾張中納言殿領分美濃国羽栗郡島村之絵図〔蟹江角右衛門、奥田彦九郎〕
 尾張中納言殿領分美濃国羽栗郡直道村之絵図〔蟹江角右衛門、奥田彦九郎〕

尾張中納言殿領分美濃国羽栗郡直道村之絵図〔蟹江角右衛門、奥田彦九郎〕

本巣郡十七条村絵図 〔庄屋武藤染右衛門、組頭加藤兔一、百姓代杉原丈助〕

本巣郡祖父江村絵図 〔庄屋豊田助右衛門、年寄栗山伴藏〕

本巣郡柳一色村絵図 〔庄屋関屋藤衛・同断関屋茂兵衛・同断見習関谷恒次郎、年寄関屋惣四郎、百姓代錦見祐四郎〕

(本巣郡真桑方・更地西上秋方井路絵図)

山 県 郡

(山県郡石原村絵図) 〔百姓代多平、年寄七右衛門、庄屋与右衛門・同断新右衛門→笠松県役所〕

(山県郡加野村絵図) 〔庄屋茂左衛門・同断源助・同断新助、年寄鉄蔵、百姓代長右衛門→笠松裁判所〕

(山県郡北野村絵図) 〔第八大区四小区山県郡長瀧村絵図〕

(山県郡森村絵図) 〔戸長村橋茂助、副戸長横山徳十郎〕

(山県郡森村絵図) 〔庄屋友右衛門、年寄繁吉、百姓代弥兵衛→笠松県役所〕

(山県郡森村絵図) 〔戸長山田定吉、戸長山田五左衛門、古市場村副長小沢弥治兵衛、戸長洞田房治郎、中屋村副長渡辺治兵衛、戸長藤吉栄三郎〕

数郡にわたるもの

長良渡場往来村々絵図

(美濃国銃禁止場所絵図) (木版)

25 82
× ×
34 88

— —
三 三

明治 年 月
40 × 112
— —
二 二

慶応 年 月
31 × 43
— —
二 二
三 三

明治 年 月
27 × 118
— —
一 一
二 二